

災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）

1 背景・趣旨

- 平成 24 年から 26 年にかけて 3 年連続で風水害による甚大な被害
南海トラフ地震が近い将来に発生する見込み
直下型地震もいつはっせいしてもおかしくない状況
- そこで、これまでの制度や対策を超えて、ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組が必要なことから、「災害からの安全な京都づくり条例」を制定

2 条例の基本理念

(1) 災害危険情報の共有

府が災害危険情報を整備・公表し、府民等との情報共有を図ることにより、オール京都で防災対策に取り組む基盤を構築する。

(2) 災害強いまちづくり

防災上の機能を強化する、災害に強いまちづくりを徹底的に推進する。

(3) 災害に強い人づくり

府民が自ら安全確保行動をとることができるよう、地域防災力の向上を図る。

(4) 災害発生時の体制づくり

災害発生時に円滑に応急対策が実施できるよう、事前に対策を講じる。

3 京都BCPに関する規定

「災害発生時の体制づくり」の中で、京都BCPについて次のとおり規定。

（事業継続計画等）

第 51 条 事業者は、災害の発生に備えて、あらかじめ、事業活動の継続又は早期の再開に必要な事項を定めた計画（以下「事業継続計画」という。）を作成するよう努めるとともに、当該事業継続計画を改善して的確に実施するための体制を整備するよう努めなければならない。

2 府は、事業継続計画を作成し、又は作成しようとする事業者に対し、事業継続計画の作成に必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 府は、大規模な災害が発生した場合において、京都の活力の維持及び向上のため、国、市町村、事業者、ボランティア等と連携して、災害からの迅速な復旧及び復興を図る体制を構築するものとする。

災害からの安全な京都づくり条例の体系図

●3年連続の豪雨災害
●南海トラフ地震等の備えが必要

これまでの制度や施策を超えた対策が必要

方向性

ハード・ソフト両面から府民の総力を挙げた取組

- ・ハード・ソフト両面から徹底した基盤整備を実施
- ・府及び府民等が協働して防災対策を推進

補完・具体化

○災害に備える事前対策を規定
○各防災対策ごとに、府の施策及び府民等の取組を明確化して規定

法的根拠

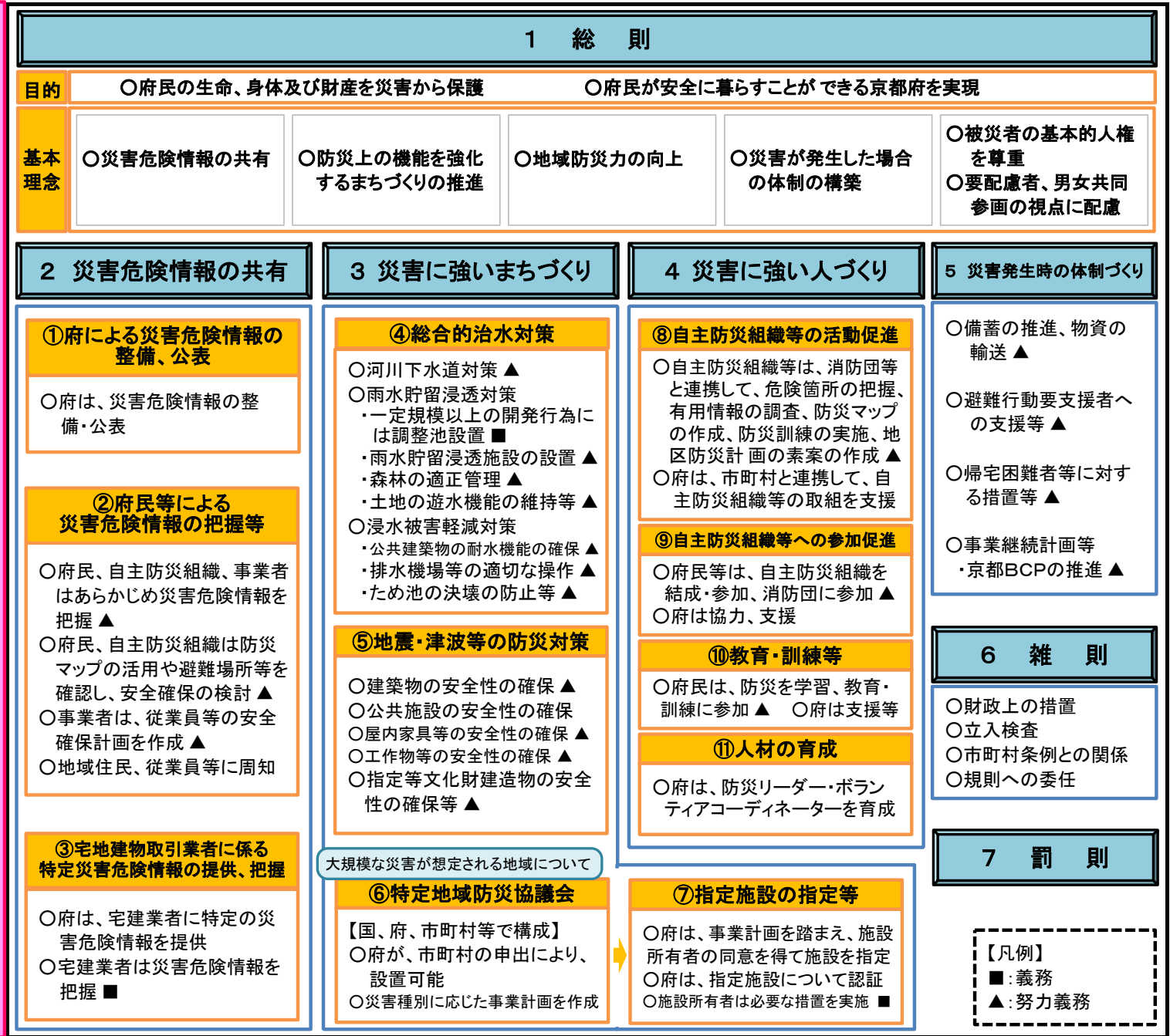
京都府地域防災計画

府その他防災関係機関が行う具体的施策を規定

府	予防
市町村	災害応急
指定公共機関	災害復旧
防災関係機関	

災害対策基本法

災害からの安全な京都づくり条例



大規模な災害が想定される地域について

○府は、事業計画を踏まえ、施設所有者の同意を得て施設を指定
○府は、指定施設について認証
○施設所有者は必要な措置を実施 ■